

# 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について

## 1 概要

社会福祉法が一部改正されたことに伴い、生計困難者のために無料又は低額な料金を簡易住宅の貸し付けなどを行う施設である「無料低額宿泊所」の設備及び運営に関する基準を条例で定める。

## 2 基準設定の考え方

- ・ 全国一律に「標準」として国が定めたものなどについては、国の基準どおりとする。
  - ※「標準」：職員数、居室の床面積、利用定員など
- ・ 暴力団排除の推進や施設の適正な運営の確保のために必要なものを県の独自の基準として定める。

## 3 県独自の基準（案）

### (1) 暴力団排除の推進に関するもの

#### ①暴力団排除規定

職員の要件に「暴力団員と密接な関係を有する者」を排除する規定を追加

### (2) 施設の適正な運営の確保に関するもの

#### ①災害対応マニュアル改定

防災訓練を踏まえた防災計画の検証と必要に応じた見直しの規定を追加

#### ②虐待防止研修等の規定

入所者の人権の擁護、虐待防止の徹底を図るため、職員への研修や虐待防止責任者の設置規定を追加

## 4 条例施行日（予定）

令和2年4月1日